

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年4月2日～2020年4月8日)

令和2年(2020年)4月10日

H E A D L I N E S

政治

ゴヴィン副首相兼科学・高等教育大臣の辞任
大統領選挙の実施規則に関する法案をめぐる動き
政府による新型コロナウイルス感染症関連の国内措置及び国境管理措置等の延長の発表
エミレヴィチ開発大臣の副首相への任命
難民再移転に関する欧州司法裁判所の判決
NATO外相会合の開催
日・ポーランド外相電話会談の開催
EU外務理事会の開催
新規EU派遣任務(イリニ作戦)への派遣
EU国防相テレビ会議にヴォジニ国防副大臣が参加
ドゥダ大統領と文在寅韓国大統領の電話会談
裁判官の規律規定に関する欧州司法裁判所の暫定措置の決定
東方パートナーシップに関するV4外相電話会合の開催
ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動

治安等

入国時の隔離措置対象者に対する隔離場所申告カード提出義務の廃止
新型コロナウイルス感染症対策を目的とした新たなスマートフォン用アプリケーションの開発
ポーランド・ウクライナ国境の徒歩での通過禁止
自宅隔離措置違反者の摘発状況

経済

政府、観光業界への支援策を検討
欧州委、ポーランド政府による危機対策パッケージを承認
危機対策パッケージ第二弾の検討状況
新型コロナウイルス感染症対応向けEU予算確保に関するモラヴィエツキ首相発言
モラヴィエツキ首相、雇用及び流動性維持のための新たな経済対策(「財政の盾」)を発表
中央銀行、利下げを決定
ポーランド開発基金(PFR)による公債発行
フィッチ、ポーランドのGDP成長率予測を引き下げ
新型コロナウイルス感染症の企業運営等への影響
ディスカウントストア関連動向
新型コロナウイルス感染症対策に係るエミレヴィチ開発大臣の発言
新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用等調査
石炭価格等動向
クルティカ気候大臣のエネルギー政策関連発言
新型コロナウイルス感染症に係る研究の促進

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
大使館広報文化センター開館時間

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwolężerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先：大使館領事部 電話：2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

ゴヴィン副首相兼科学・高等教育大臣の辞任【6日】

6日、ゴヴィン副首相兼科学・高等教育大臣(小規模連立与党「合意」党首)が辞任を表明し、後任の副首相として、同党に所属するエミレヴィチ開発大臣を推薦する旨発言した。他方、「合意」自体は連立与党に留まる方針を示している。ゴヴィン副首相は5月10日の大統領選挙の実施に反対しており、与党「法と正義」(PiS)が同選挙の予定通りの実施とそのための郵便投票に関する法案の成立を目指したことで、同党と対立が生じたことが辞任の理由とされている。

大統領選挙の実施規則に関する法案をめぐる動き【6日】

6日昼、下院は、3月31日に与党「法と正義」(PiS)の提出した郵便投票に関する法案の審議の可否を決める投票を行い、連立与党「合意」の所属議員の一部が反対や棄権にまわった影響もあり、賛成票が過半数に至らず、同法案は廃案となった。

同日夕、PiSは、新たに大統領選挙の郵便投票による実施規則に関する法案を提出した。同法案では、廃案となった法案と同様、2020年の大統領選挙における投票を郵便投票に限定し、また、感染事態時には、下院議長による憲法規定の範囲内での選挙実施日(今回の選挙での該当日は5月3日、10日及び17日)の変更を可能として

いる。同日、下院は同法案の審議及び採決を行い、賛成230票、反対226票、棄権2票で同法案を可決し、上院に送付した。今後上院は、30日以内に同法案に対する立場を示す必要がある。

政府による新型コロナウイルス感染症関連の国内措置及び国境管理措置等の延長の発表【9日】

9日、政府は、既に導入された新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策に関する国内制限措置や国境管理措置等の延長を発表した。外出制限、商業施設やレストランの営業制限、店舗への入場人数制限等が4月19日まで延長されるほか、保育園や教育機関は4月26日まで閉鎖期間が延長となる。国際鉄道便及び旅客航空便の停止期間は、4月26日まで延長される。また、国境管理措置(外国人の原則入国禁止)については5月3日まで延長され、引き続き入国者には検疫隔離措置がとられる。その他、4月16日より公共の場では口や鼻を覆うマスク、スカーフ、ショール等の着用義務が新たに導入される。

エミレヴィチ開発大臣の副首相への任命【9日】

9日、ドゥダ大統領は、辞任したゴヴィン副首相の後任として、エミレヴィチ開発大臣を副首相に任命した。同大臣は、副首相と開発大臣を兼務することとなる。

外交・安全保障

難民再移転に関する欧州司法裁判所の判決【2日】

2日、欧州司法裁判所は、ポーランド、チェコ及びハンガリーによる難民再移転メカニズムに基づく難民の受入れ拒否はEU法違反であり、国内秩序と治安の維持を理由に受入れ拒否はできないとの判決を下した。本判決は、上記3か国がEUの制度に基づく難民受入れを拒否したことを受け、2017年6月に欧州委員会が開始したEU法違反手続きの最終的な結論となる。同日、ミュレル政府報道官は、難民再移転メカニズムは2017年9月に失効し、本判決に政治的な重要性はない旨述べた。また、同報道官は、EU加盟国の大部分が難民受入れ義務を完全に履行しなかった中で、欧州委は3か国のみにEU法違反手続きを開始したと指摘し、ポーランドを含むV4諸国の確固たる政策により、EUは移民政策と強制的な難民再移転を改めることとなったと述べた。

NATO外相会合の開催【2日】

2日、NATO外相会合がテレビ会議の形式で開催された。同会合では、新型コロナウイルス(COVID-

19)の感染拡大を踏まえ、現在の国際安全保障情勢やNATOの活動への影響について議論された。各国外相は、感染症の危機に留意しつつ、防衛及び抑止力の分野におけるNATOの積極的な活動の維持を支持した。また、ロシア等によるNATO加盟国への偽情報の拡散に関する試みについても議論され、チャプトヴィチ外相は、ロシアは同盟の弱体化を目的として、近隣諸国への偽情報の拡散といった攻撃的な活動を進めていると指摘した。

日・ポーランド外相電話会談【3日】

3日、茂木外務大臣とチャプトヴィチ外相の間で日・ポーランド外相電話会談が開催された。茂木大臣は、ポーランド航空の臨時チャーター機による邦人約150名の帰国について謝意を表明し、昨年国交樹立100周年を迎えた両国間の深い友好関係の象徴となる協力であると述べた。また、両外相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大防止に向け、教訓・知見の国際社会での共有、水際対策における関係国間の連携、療薬やワクチンの開発に

おける官民の取組の強化と国際協力、在留している国民の安全確保等について議論された、

EU外務理事会の開催【3日】

3日、EU外相理事会がテレビ会議の形式で開催された。チャプトヴィチ外相は、EUは各加盟国の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)及びその経済的影響に対する取り組みを積極的に支援すべきであると主張し、このような支援の確保を可能とする野心的な方針をEUの次期多年度予算に求める旨述べた。また、同外相は、ロシアによる偽情報の拡散の試みについて、EUの弱体化を目指す偽情報に対抗するためには、EU加盟国による協力の具体例の発信拡大が必要であるとし、EUの戦略的な情報発信の強化を主張した。

新規EU派遣任務(イリニ作戦)への派遣【4日】

4日、ポーランド軍作戦司令部は、ドゥダ大統領が3月31日にイタリアへの新規EU派遣任務となるイリニ作戦にポーランド軍兵士等120名及びM-28B1航空機を派遣することを決定したと発表した。なお、同作戦は、ソフィア作戦に替わるものであり、国連決議に基づく違法武器の取引を防止し、また、リビアからの違法な石油輸出及び海域での法執行活動におけるリビア沿岸警備隊及び同海軍の能力構築支援を通じて国連政策の履行に寄与するものである。また、同作戦は、国際法、国連追加議定書及び全ての国連安保理決議並びに国際人権法に従い、密輸等のビジネスモデルの構築を阻止することを目的としている。同作戦は、当初2021年3月31日まで行われ、1年毎に更新が可能である。

EU国防相テレビ会議にヴォジニ国防副大臣が参加【5日】

5日、ヴォジニ国防副大臣がEU国防相テレビ会議に参加した。同会議においては、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるパンデミック危機における各国軍の支援及び共通の安全保障・防衛の枠組みにおけるEUの軍事及び民事任務・作戦の状況について議論が行われた。また、各国国防相は、現在の危機的状況において、輸送や後方支援、病院施設の建設、医療従事者の展開及び警察等への支援によって軍が如何に貢献しているか、その事例を共有した。

ドゥダ大統領と文在寅韓国大統領の電話会談【7日】

7日、ドゥダ大統領は、文在寅韓国大統領と電話会談を行い、新型コロナウイルス感染症対策及び同感染症による経済的影響の克服における協力につき協議した。両大統領は、ポーランドによる韓国製の新型コロナウイルス検査キットの購入及び医療従事者のための防護用の医療物資の調達に関する方針について合意し、また、両国間の医療専門家間の協力についても一致した。また、両大統領は、同感染症が終息した後の迅速な貿易・投資協力の再開について、引き続き協力促進を目指していく方針を確認した。

裁判官の規律規定に関する欧州司法裁判所の暫定措置の決定【8日】

8日、欧州司法裁判所は、裁判官への規律規定に関するEU法違反手続きに関し、欧州委員会の要請を認め、判決までの間、ポーランドに対して最高裁判所規律部による規律案件の審理の根拠となる法規定の停止等の暫定措置命令を決定した。モラヴィエツキ首相は、本決定の必要な分析を行った上で、欧州司法裁判所がこのような決定を行う権限の有無について憲法法廷に判断を求める考えを示し、また、司法制度改革は各加盟国の専権事項であるとの従来の立場を強調した。

東方パートナーシップに関するV4外相電話会合の開催【8日】

8日、当初予定されていたV4と東方パートナーシップ参加国による外相会合の中止を受け、テレビ会議方式にて、V4外相会合が開催された。V4諸国外相は、東方パートナーシップ政策におけるV4の取り組みと役割を強調した。また、同外相らは、東方パートナーシップの将来に関する声明を採択し、東方諸国に対するEUの政策は信頼と魅力があり、民主主義、法の支配、司法の独立、人権の保障、市場経済といった東方パートナーシップの基盤となる価値観を反映すべきであるとした。

ポーランド軍による新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動【8日】

8日、ポーランド国防省は、8,957名の兵士及び軍属等をもって新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動に従事するとともに、国境警備及び警察と共同による市内のパトロールを支援、糧食及び個人防護装備の輸送、並びに建物の消毒等を行ったと発表した。

治 安 等

入国時の隔離措置対象者に対する隔離場所申告カード提出義務の廃止【1日】

従前、入国後に新型コロナウイルス感染症対策を

目的とした14日間の隔離措置の対象となる者については、入国時に隔離場所申告カードを国境警備隊員に提出する必要があったが、4月1日以降、同義

務が廃止となる。1日以降、同措置対象者は、出入国審査の際、国境警備隊員に隔離措置を実施する場所や連絡先等に関する情報を申告することで足り、国境警備隊が同データを専用データベースに入力し、衛生当局と共有することとなる。

新型コロナウイルス感染症対策を目的とした新たなスマートフォン用アプリケーションの開発【6日】

デジタル化省は、自宅隔離措置者の効率的な管理や新型コロナウイルスのさらなる感染拡大を阻止することを目的に、ProteGO という名称の新たなスマートフォン用アプリケーションの開発を進めている。同アプリケーションは、Bluetoothを利用してアプリケーション利用者間の通信状況をモニタリングするもので、各端末の通信状況に関するデータが収集され、同データは暗号化された上で2週間記録される。位置情報や電話番号等の個人情報収集されない。

ポーランドは、この種のアプリケーションの導入を先行している国の一つであり、ポーランド以外では、シンガポール、英国、ノルウェーで同様の取り組みが進められている。デジタル化省は、インターネット上で同アプリケーションのソースコードを公開しており、ザグルスキ・デジタル化大臣は、意見公募等で透明性・信頼性を高め、最終的にはポーランドの全てのスマートフォンユーザーに同アプリケーションを利用させたいとの意向を示している。

同アプリケーションは、感染者が発見できる訳ではないが、通信状況から利用者が感染リスクの高いグループと接触しているかを判別し、赤・緑・オレンジの3段階の警告を発出する仕組みとなっている。赤は、アプリケーション利用者が新型コロナウイルス感染者と接触していることを示し、利用者は医師への受診・隔離措置の実施を求められる。緑は感染の危

険のあるグループとの接触がない状態、オレンジはアプリケーションのインストールから14日未満のためアプリ上に危険度を判別する十分なデータがない状態であることをそれぞれ示している。同アプリケーションのデータは自宅隔離措置の際にも利用される予定で、隔離が適切に行われているかをより迅速に確認できるようになると考えられている。

ポーランド・ウクライナ国境の徒歩での通過禁止【7日】

7日、ウクライナの決定に基づき、ポーランドからウクライナへの徒歩での越境が禁止となった。また、稼働中のポーランド・ウクライナ間の国境検問所の数も減らされ、稼働中の国境検問所についても、トラックや普通車のみが通過可能で、バスでの越境は認められない。

自宅隔離措置違反者の摘発状況【7日】

国家警察本部によると、3月24日に行われた新型コロナウイルス感染症対策に伴う外出制限措置等の導入以降、同措置への違反で約9,700件の摘発がなされ、2,300件超が起訴された。国家警察本部のチャルカ報道官によれば、警察は、軍憲兵隊や各都市の警備局の支援を受けながら警察官約2万5,000人を導入して隔離措置対象者に対する実施状況検査を行っており、6日には11万4,000人超を検査し、このうち260件で隔離措置が遵守されていなかったことが判明したとされる。衛生検査官(保健省職員)には、自宅隔離措置の違反者に5,000~30,000ズロチの罰金を科す権限が付与されており、シチェンやクラクフでは隔離中に複数回外出するなどの悪質な違反者に1万ズロチ~2万ズロチの罰金が科せられる事例が発生している。

経 済

経済政策

政府、観光業界への支援策を検討【2日】

エミレヴィチ開発大臣は、政府がポーランド観光局(POT)との間で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受けた観光業界への支援策について検討を進めていると述べた。支援策には、1,000ズロチ相当のバウチャー支給(「1,000プラス事業」)という案も含まれている。同案では、消費者は、旅行やイベントが中止となった場合に、契約終了から180日以内に返金を受けるか、代わりに1年間有効な旅行・イベントの上記バウチャーを受け取ることができる。エミレヴィチ大臣は、消費者が後者を選択し、旅行や宿泊施設の利用に使用することを推奨している。

欧州委、ポーランド政府による危機対策総合対策

を承認【3日】

欧州委は、ポーランド政府が発表した、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する総額約220億ユーロの経済支援策を承認した。同支援策は危機対策パッケージの一環として行われるもので、国営政策投資銀行BGKは、企業の流動性保有を維持するべく、融資に対する政府保証を付与する。欧州委は、同措置は必要かつ適切なものであり、先般欧州委が採択した、COVID-19に関連した経済支援のための国家補助規制に関する暫定枠組みに整合的であるとした。

危機対策パッケージ第二弾の検討状況【4-7日】

政府は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する危機対策パッケージ第二弾を含む、追

加対策の検討を開始した。同案は、「緊急事態」に関する規定の修正等、争点となり得る措置を複数含んでいる。同案における主要な変更点には、(1) デジタル化大臣に対し、国民の所在を確認するための通信データ記録へのアクセス権限を与える、(2) 社会保障費の支払い免除対象をより広範な企業に拡げる、(3) 特に自宅学習のため、全ての人々にブロードバンドへのアクセスを与える、(4) ポーランド郵便に対し、公的機関からの封書を開封・スキャンし、電子メールで郵送する新たな権限を付与する、(5) COVID-19対応のため医療施設に割り当てられる資金を強制措置の適用外とする等が含まれている。

7日、エミレヴィチ開発大臣は、危機対策パッケージ第二弾の内容を発表した。先に発表した総額2,120億ズロチに加え、185億ズロチを投じる予定(約115億ズロチが新規支出、約69億ズロチが歳入損失分)で、従業員数10~49名までの企業を対象とした3か月分の社会保障費負担額の50%減免措置、中小企業を対象に2.5億ズロチを上限とする融資枠を設定(内、80%までを国営政策投資銀行BGKが保証)、自営業者及び業務委託型契約の労働者を対象とした一時給付金(1回2,080ズロチ、3回まで申請可能)、医療サービス支援(リモート・サービスに必要な機材・サービスの拡充等)、農家支援、NGO支援等が含まれる。

新型コロナウイルス感染症対応向けEU予算確保に関するモラヴィエツキ首相発言【6日】

6日に開催された下院での審議において、モラヴィエツキ首相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対応に向けたEU予算確保の手段について見解を述べた。同首相は、EU及び各国が同予算を確保する為には、富裕国・貧困国を問わず、全ての国々にとって大きな資金損失となっているタックスヘイブンを無くす必要があるとした。

また、同首相は、COVID-19は世界経済、特に西欧諸国の経済基盤に打撃を与えており、EUはデジタル課税、炭素税、金融取引税、単一市場税、巨大国際企業への課税等の考えに立ち戻るべきとの見解を示した。同首相は、EUにおけるいわゆる「コロナ債」の発行案についても、COVID-19対応の新たな資金を確保するものとして支持すると付言した。

この他、同首相は、国内の状況に関する報告の中で、新たな経済モデルを構築し、経済への影響を最小限に抑えるべくあらゆる手段を講じる必要があると述べると共に、生産力や体制の再構築に必要な長期的な対応策の他、通貨ズロチの強化、公共財政の安定化、金融・規制・財政政策の一貫性を維持するための措置を準備していると発言した。

モラヴィエツキ首相、雇用及び流動性維持のための新たな経済対策(「財政の盾」)を発表【8日】

8日、モラヴィエツキ首相は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対する新たな経済対策として、雇用及び企業の流動性を維持するための総額1,000億ズロチの「財政の盾」を発表した。このうち、250億ズロチが零細企業(従業員10人未満)、500億ズロチが中小企業(同10~250人)、250億ズロチが大企業向けの融資に充てられ、ポーランド開発基金(PFR)を通じて実施される。融資期限は3年間で、返済は2年目から開始となる。また、一定の条件を満たす場合には融資の75%が返済免除となる。零細企業は32万4,000ズロチ、中小企業は350万ズロチを上限として融資を受けることが可能(大企業については、上限額は案件に応じて決定される)。融資の対象となるのは、収益が25%以上減少した企業で、雇用及びビジネスを維持すること等が条件となる。また、大企業についてはポーランドで納税を行っていることが条件となる。また、モラヴィエツキ首相は、政府はポーランドの企業及びその従業員をCOVID-19から守るだけでなく、敵対的買収を試みようとする他の企業からも保護し、税金逃れも防止すると付言した。なお、先に発表された危機対策パッケージと合わせると、政府による企業向け支援の規模は総額約3,200~3,300億ズロチ(約705~727億ユーロ)となる。

中央銀行、利下げを決定【8日】

8日、金融政策委員会は、政策金利を1.0%から0.5%に引き下げることを決定した。また、ロンバート金利を1.5%から1.0%に、預金利率を0.5%から0%にそれぞれ引き下げた。

ポーランド開発基金(PFR)による公債発行【8日】

8日、ボリス・ポーランド開発基金(PFR)総裁は、1,000億ズロチの企業向け流動性支援プログラムの資金を確保すべく、公債を発行する方針を示した。同総裁によると、公債発行は4月に開始し、3~4か月で必要な資金の金額を確保することを目指すという。また、同総裁は、本件プログラムは2020年の財政赤字や公的債務残高の増加には影響しないと強調すると共に、公債の大部分は国内投資家によって購入されると予想されるが、国際市場における資金確保の可能性を除外しないと述べた。

マクロ経済動向・統計

フィッチ、ポーランドのGDP成長率予測を引き下げ【2日】

格付け機関フィッチは、ポーランドの2020年のGDP成長率見通しについて、前回発表時の1.8%からマイナス0.6%に予測を下方修正した。他方で、2021年には経済は回復するとし、前回

発表の3.2%から3.8%に予測を引き上げた。また、2020年四半期毎のGDP成長率については、第1四半期は2.5%、第2四半期及び第3四半期はそれぞれマイナス2.1%、第4四半期はマイナス0.9%となると予測。

ポーランド産業動向

新型コロナウイルス感染症の企業運営等への影響【2日】

コンサルティング会社BIG InfoMonitorの調査によれば、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により、零細企業、中小企業の約3分の1が操業停止となっており、商品・サービスの需要が急激に増加しているのは3%のみとしている。企業はこの状況が7月まで続く可能性を恐れている。また、7%の企業が財政的な安定性を失っているとし、14%、19%、27%の企業がそれぞれ1か月、2か月、3か月の運営見通しを立てる一方、8%の企業は今後の運営見通しが立っていない。16%の企業は財政的安定の見通しを最大6か月またはそれ以上と見込んでいるとともに10%の企業は、安定性は脅かされないとしている。零細企業、中小企業の多くは解決策として数か月の社会保険料支払中断をあげている。

ディスカウントストア関連動向【2日】

スーパーマーケット・チェーンのビエドロンカは、4月2日から開店時間を午前6時から午後12時までとすると発表した。さらに4月7日から10日は24時間営業としている。またリドルも、ワルシャワ、ウ

ッチ、クラクフ、ヴロツワフ、グダンスク、グディニャの店舗を午後12時まで営業し、いくつかの店舗は24時間営業としている。

新型コロナウイルス感染症対策に係るエミレヴィチ開発大臣の発言【6日】

エミレヴィチ開発大臣は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対策を検討しているが、生産拠点の閉鎖は計画していないと述べた。同大臣は、影響が及ぶ期間、内容について見通すことは出来ないとし、政府は制限や緩和について、慎重に責任を持って行う必要があると述べた。

新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用等調査【7日】

ポーランド経済研究所が4月1日、2日に4種の規模及び3種の産業分野の企業に対して行った調査によれば、28%の企業が従業員の解雇、46%の企業は賃下げの必要があると回答した。同調査によれば、約20%の企業には流動性保留がなく、1、2か月分の貯蓄しかないと回答した企業は30%にのぼる。また、57%の企業が、3月の収入が2月より減少したと回答した。

エネルギー・環境

石炭価格等動向【2日】

2月のポーランドのエネルギー分野での石炭価格は、1月から2.4%減少し、電力部門では5.8%上昇した。なお、石炭のエネルギー分野での価格は前年より2%以上低く、電力部門では2.7%高くなっている。今年2月の石炭の生産量は490万トン(前年比約10万トン増)、売上量は420万トン(前年比約80万トン減)で、同月末時点での在庫量は710万トンとなっている。

ポーランドのエネルギー安全性、重要なインフラの機能が脅かされることはないとした。また、2040年までのエネルギー戦略(PEP2040)について、現在の案の内容が変わる可能性は排除しないと、EU諸国との交渉も含めて幅広く検討していくと述べた。同大臣は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響がおさまった後に同戦略に関する周辺諸国との議論を再開し、2020年内に完成させる見込みと述べた。

クルティカ気候大臣のエネルギー政策関連発言【7日】

クルティカ気候大臣は、パンデミックによってポ

科学技術

新型コロナウイルス感染症に係る研究の促進【7日】

ポーランド国立研究開発センター(NCBR)は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の診察、

治療、拡大防止に関する研究について、合計で2億ズロチの援助を準備している。同援助は、EUのSmart Growth Operational Programmeの一環として行われる。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年4月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施して

ください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についてもポーランドに帰国するポーランド国民の運送や自国民の帰国を目的として外国政府の指示により運行されるチャーター便を除き、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられており、国境を通過する列車への乗客の乗車も禁じられています。

居住地への帰国のため国境を越えようとする方は、現状、ドイツから陸路(車両もしくは徒歩)でのみ入境可能ですが、通過の翌日から換算して14日間の自宅隔離措置が義務付けられ、国境通過時に国境警備隊員に対し、居住地又は滞在地(同場所において自宅隔離措置を実施)及び本人と連絡が可能な電話番号の情報を提供する必要があります。

大規模商業施設や飲食店、理髪店等の営業も制限されており、学校、幼稚園、保育園、大学の授業は停止されています(再開時期は未定)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、屋外や商店等では人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場ではマスク、スカーフ、シヨールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、街中の道、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルスを巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584- 73 00 , E メール：info-cul@wr.mofa.go.jp, 住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)